

久喜市建設工事低入札価格調査制度実施要領

(平成25年2月4日市長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、久喜市が発注する低入札価格調査制度を適用する建設工事（以下「工事」という）に係る入札について、低入札価格調査における落札者（久喜市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱における落札候補者を含む。以下同じ。）の決定に関し必要な事項を定め、もって品質の低下や下請業者等へのしわ寄せを未然に防止し、適正な履行の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 地方自治法施行令第167条の10第1項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否か、又は同法施行令第167条の10の2第2項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否かを判断するために実施する調査をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- (3) 失格基準価格 第1号に掲げる地方自治法施行令の規定による「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」と判断する基準となる価格をいう。
- (4) 数値的判断基準 直接工事費等、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の計上が適切ではなく、第1号に掲げる地方自治法施行令の規定による「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」と判断する基準をいう。
- (5) 低価格入札者 調査基準価格を下回り、かつ失格基準価格を設けている場合は、失格基準価格以上の価格をもって入札をした者をいう。ただし、低価格入札者のうち久喜市総合評価方式活用ガイドラインによる失格判断に該当しない者をいう。
- (6) 第1順位者 低価格入札者のうち久喜市総合評価方式活用ガイドラインによる評価値又は総合評価点が最も高い者をいう。
- (7) 失格 第1号に掲げる地方自治法施行令の規定により落札者としなないことをいう。
- (8) 資格審査委員会 久喜市指名競争入札参加者選定委員会をいう
- (9) 競争入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。
- (10) 上限値 第4条第1項のただし書きにおける10分の9をいう。

(11) 下限値 第4条第1項のただし書きにおける10分の7.5及び第5条第1項のただし書きにおける10分の7をいう。

(対象となる入札)

第3条 低入札価格調査制度の対象は、総合評価方式による競争入札とする。

(調査基準価格の設定)

第4条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、また、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じた額とする。

(1) 直接工事費等の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の算出に当たっては、消費税抜きで計算を行うものとし、前項各号において、それぞれに対応する率を掛けて計算した値に、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。また、第1号から第4号の額を合計した段階で千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。さらに、調査基準価格率は小数点第5位以下を切り捨てとし、これにより算出された「調査基準価格の110分の100の額(入札書比較金額)」に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。ただし、下限値を使う場合は、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

(失格基準価格の設定)

第5条 失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じた額とする。

(1) 直接工事費等の額に10分の7.5を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の7.5を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の7.5を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額

2 前項の算出に当たっては、消費税抜きで計算を行うものとし、前項各号において、それぞれに対応する率を掛けて計算した値に、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。また、第1号から第4号の額を合計した段階で千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。さらに、失格基準価格率は小数点第5位以下を切り捨てとし、これにより算出された「失格基準価格の110分の100の額(入札書比較金額)」に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。ただし、下限値を使う場合は、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に1

00分の110を乗じた額とする。

- 3 第4条第1号のただし書きの規定により調査基準価格を定めた場合は、その上限値または下限値の額を調査基準価格の算出式により求めた額に対する失格基準価格の算出式により求めた額の割合（小数点以下第3位を四捨五入）で按分して求めた額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じた額とする。
- 4 第1項の規定は、特殊性の高い工事など、工事発注担当課長が失格基準価格を設けることが適当でないとは判断するものについては設けないことができる。

（数値的判断基準の設定）

第6条 数値的判断基準は、設計額算出の基礎となった次の各号に掲げる額とする。

- (1) 直接工事費等の額に10分の7.5を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に10分の7.5を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に10分の7.5を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額
- 2 前項の算出に当たっては、千円未満の端数は切り捨てた額とする。
 - 3 第1項の規定は、原則全ての工事に適用するものとする。ただし、工事発注担当課長が数値的判断基準を設けることが適当でないとは判断するものについては設けないことができる。

（入札予定価格書への調査基準価格等の記載）

第7条 入札予定価格書には、予定価格及び予定価格の110分の100の額（入札書比較価格）のほかに、「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「（調査基準価格の110分の100の額（入札書比較価格）〇〇円）」と記載するものとする。

- 2 入札予定価格書には、第1項に定める調査基準価格のほかに、「失格基準価格」についても調査基準価格と同様に記載するものとする。ただし、第5条第2項の規定により、失格基準価格を設けないこととした場合は、この限りではない。

（入札参加者への周知）

第8条 入札の執行に当たっては、入札公告又は入札説明書に次の各号に定める事項を記載するものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 失格基準価格の設定があること又はないこと。
- (3) 数値的判断基準を設定しない場合は、設定がないこと。
- (4) 失格基準価格を下回る価格をもって入札を行った者は失格となること。
- (5) 数値的判断基準の額を下回る場合は、失格となること。
- (6) 低価格入札者は、低入札価格調査を実施したうえで、落札者とするか否かを決定すること。
- (7) 低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければならないこと。

(8) 低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなされ失格となること。

(9) 落札者の決定方法に関すること。

(失格基準価格による判定)

第9条 第5条で定めた失格基準価格を下回る価格をもって入札をした者は、失格とする。

(落札者決定の保留)

第10条 入札執行担当課長は、入札の結果、低価格入札者があるときは、落札者の決定を保留する。

(低入札価格調査対象者)

第11条 入札執行担当課長は、第1順位者のほか、複数の低価格入札者がいる場合においては調査基準価格との乖離の状況や総合評価方式における評価値、総合評価点などを勘案して、次順位者以降、複数の低入札価格調査対象者を選定し、工事発注担当課長に調査させるものとする。なお、複数の低入札価格調査対象者の低入札価格調査は並行して実施できるものとする。

(低入札価格調査の実施)

第12条 工事発注担当課長は、低入札価格調査対象者に対し、次の各号に定める事項について、確認するための調査を実施するものとする。なお、確認資料等は別表に示されたものを標準とする。

(1) 低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件に関すること

(2) 入札金額の決定理由

(3) 入札金額見積内訳書の内容

(4) 下請予定の状況

(5) 入札対象工事現場付近における手持ち工事の状況

(6) 同種・類似の手持ち工事の状況

(7) 入札対象工事現場と営業所、倉庫等との地理的關係

(8) 手持ち資材の状況

(9) 手持ち機械の状況

(10) 資材等購入予定先及び入札者と資材等購入予定先との関係

(11) 労務者の具体的調達見通し

(12) 過去に施工した公共工事（同種・類似）の実績

(13) 過去に施工した公共工事（同種・類似）の成績

(14) 下請代金及び資材代金等の支払遅延、不払い等の状況

(15) その他必要な事項

2 工事発注担当課長は、調査の結果を入札執行担当課長に報告するものとする。

(低入札価格調査における数値的判断基準の確認)

第13条 工事発注担当課長は、低入札価格調査対象者に対し入札金額見積内訳書の提出を求め、直接工事費等、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の額が、数値的判断基準である第6条第1項第1号から第4号に定めるそれぞれの額を下回るか否かを確認し、その結果を入札執行担当課長に報告するものとする。

2 第1項において、いずれかの額が数値的判断基準の額を下回る場合は、第12条に定める調査は実施しない。

(低入札価格調査の期間)

第14条 低入札価格調査の実施に当たっては、原則として調査日から起算して14日以内に低入札価格調査対象者を落札者とするか否かを決定し通知するものとする。

ただし、土曜、日曜、祝日等は含まないものとする。

(低入札価格調査対象者を失格とするか否かの決定)

第15条 入札執行担当課長は、第12条の低入札価格調査及び第13条の数値的判断基準に係る報告を受けたときは、その結果を資格審査委員会に諮り、失格とするか否かを決定し、その旨を工事発注担当課長に通知するものとする。

2 第1項の決定において、第6条第1項第1号から第4号に定める額のいずれかを下回る場合は、失格とする。

3 第1項の決定は、第1順位者から順次行い、失格としない決定をした場合は、以下の順位者の決定は行わない。

(相手方への通知)

第16条 第15条により失格とした場合、入札執行担当課長は、失格とした低入札価格調査対象者に落札者としない旨を文書により通知するものとする。

(様式等)

第17条 本要領に定める各種調査及び報告等に必要な様式等は別に定める。

(要領の公表)

第18条 この要領は、公表するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領は、施行日以後に告示又は指名通知する入札について適用し、施行日前に告示又は指名通知する入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領は、施行日以後に告示又は指名通知する入札について適用し、施行日前に告示又は指名通知する入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年5月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領は、施行日以後に告示又は指名通知する入札について適用し、施行日前に告示又は指名通知する入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領は、施行日以後に告示又は指名通知する入札について適用し、施行日前に告示又は指名通知する入札については、なお従前の例による。

別表（第12条関連）

確認事項	確認資料
低入札価格調査を経て契約する工事に対する諸条件に関する事	技術者の配置計画 配置予定技術者の資格等
入札金額の決定理由	入札金額の決定理由、数値的根拠
入札金額見積内訳書の内容	入札金額見積内訳書 代価表 など
下請予定の状況	下請予定業者等一覧 下請業者等からの見積書 下請相手が未定の場合は予定額の内訳 など
入札対象工事現場付近における手持ち工事の状況	手持ち工事一覧 契約書、仕様書、コリンズの工事カルテ など
同種・類似の手持ち工事の状況	手持ち工事一覧 契約書、仕様書、コリンズの工事カルテ など
入札対象工事現場と営業所、倉庫等との地理的關係	地図 営業所一覧 など
手持ち資材の状況	手持ち資材一覧 資材の購入伝票 など
手持ち機械の状況	手持ち機械一覧 使用する重機の車検証
資材等購入予定先及び入札者と資材等購入予定先との関係	資材購入先一覧 資材業者からの見積書 など
労務者の具体的調達見通し	労務者確保計画 現場付近の営業所の職員名簿
過去に施工した公共工事（同種・類似）の実績	契約書、仕様書、図面 コリンズの工事カルテ など
過去に施工した公共工事（同種・類似）の成績	工事成績評価結果通知書 など
下請代金及び資材代金等の支払遅延、不払い等の状況	過去の工事に係る下請契約書、支払いを証する領収書、振込証明書等
その他必要な事項	その他必要と判断される資料